

平成 2 3 年度

行政 監 査 結 果 報 告 書

公の施設の指定管理者制度の運用について

加西市 監 査 委 員

1 監査テーマ

公の施設の指定管理者制度の運用について

2 監査の目的

指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有する能力を活用することにより、住民サービスの向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的とした制度である。

本市においては平成18年度から指定管理者制度が導入されているが、指定管理者制度の目的を達成しているかについて検証し、より適正な施設の管理運営に寄与することを目的とする。

3 監査の対象

(1) 対象部局 経営戦略室、市民福祉部

(2) 対象施設 加西市健康福祉会館

ア 所管部局 市民福祉部社会福祉課

イ 指定管理者 社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）

4 監査の範囲

主として平成22年度の指定管理に係る事務の執行状況

5 監査の実施期間

平成24年1月17日から平成24年3月28日まで

6 監査の方法

対象施設の管理に係る出納その他の事務が、法令、条例及び規則等に基づき適正に執行されているかについて、関係書類の調査、現地調査、関係職員への質問等による調査を行った。

7 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の選定手続は適正に行われているか。

イ 協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

オ 業務の履行確認は、適切に行われているか。

カ 施設の利用促進が図られているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定は適正になされているか。
- エ 施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。
- オ 施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

8 監査の結果

監査した結果、指摘事項及び意見・要望事項は次のとおりである。

【指摘事項】

1 第三者評価のあり方について（経営戦略室）

加西市指定管理者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、第三者の視点による評価を行うことを目的として設置されている（加西市指定管理者評価委員会設置要綱（以下、「評価委員会設置要綱」という。）第1条）。評価委員会は、第三者の視点による評価の重要性を踏まえ、利用者や専門家の立場からみた施設運営に対して評価を行う重要な委員会である。

平成18年4月加西市指定管理者制度モニタリングマニュアル（以下、「モニタリングマニュアル」という。）によると、

- ① 市は、指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理運営、住民利用、経理の状況について、施設の状況に応じたチェックシートにより、定量的な評価を行い、それを評価委員会に報告する（同マニュアルⅢ1（B）（3））。
- ② 評価委員会は、毎年5月末までに提出される事業報告書、毎月提出される月例報告書、実地調査などの結果から作成されるチェックシートによる評価結果について、適正な評価になっているかどうかの確認を行う（同マニュアルⅢ1（C）（1））。

ことになっている。しかしながら、平成22年度については、市から評価委員会に対して評価資料が提出されていないため、評価委員会は開催されていない。

評価委員会設置要綱の趣旨を踏まえ、モニタリングマニュアルの規定どおり、評価委員会を含めたモニタリングに係る年間計画を作成し、実施されたい。

2 事業報告書について（市民福祉部社会福祉課）

(1) 管理経費の状況

市は、指定管理者から提出された事業報告書に基づき経理の状況を確認することになっている。具体的には、事業報告書における収支報告について、市が指定管理者の会計処理等が適切に行われていることをチェックし、さらに、適切な経営がなされて

いることを確認するものである。

しかしながら、市は、指定管理者に対し、収支報告の作成にあたり、「事業活動収支差額」を「その他人件費等」に含めるように指導している。この指導に基づいて作成された収支報告では、正確性、合規性の視点から適正な収支状況を確認することが困難なものとなっている。

よって、収支報告の報告様式を社会福祉協議会公益事業特別会計決算書の資金収支内訳表に準じた様式に訂正されたい。

(2) 施設の利用状況

利用状況が、加西市健康福祉会館全般の内容となっていることから、指定管理者が管理する施設の利用状況が正確に確認できない。

よって、指定管理者の業務の履行状況が明確に分かる様式に訂正されたい。

3 加西市健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書への記載について（市民福祉部社会福祉課及び社会福祉協議会）

平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」において、指定管理者との協定等には、①施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、②損害賠償責任保険等の加入に関する事項の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいとされている。

しかしながら、加西市健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書（以下、「年度協定書」という。）には、この旨の記載がない。記載することに特段の問題がなければ、早急に年度協定書に盛り込まれたい。

また、管理業務にかかる独立した口座を設ける旨（下記5を参照のこと）及び指定管理者指定申請の際に事業計画書に記載された内容について指定管理者が確実に履行する旨の記載を、年度協定書に加えられたい。

4 年度協定書の別記事項について（市民福祉部社会福祉課及び社会福祉協議会）

年度協定書第17条に「別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。」とあるが、年度協定書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていない。個人情報の保護に関する重要な事項であるため、年度協定書に添付されたい。

5 管理口座について（社会福祉協議会）

指定管理者は、加西市健康福祉会館指定管理者募集要項（以下、「募集要項」という。）において、「管理業務にかかる収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行う」とされている（募集要領6(1)②オ）。

しかしながら、指定管理者は、指定管理に係るものと他事業とを合わせて一つの口座を使用している。管理業務に係る収入及び支出を明確にするためにも、管理業務専用の独立した口座を設けられたい。

6 利用者アンケートの実施について（社会福祉協議会）

指定管理者は、モニタリングマニュアルにおいて、「利用者アンケートの実施」が定められている（同マニュアルⅢ 1（A）（2））が、特に会議室利用者に対するアンケートが実施されていない。利用者の意見や要望を把握するため利用者アンケートを実施されたい。

7 指定管理者関係規程等の再確認について（経営戦略室及び市民福祉部社会福祉課）

加西市指定管理者制度運用の手引、モニタリングマニュアル、募集要項、指定管理者業務仕様書、年度協定書等の内容について再確認し、整合性がとれるように改訂されたい。

【意見・要望事項】

指定管理者の募集方法について（市民福祉部社会福祉課）

平成21年における加西市健康福社会館指定管理者の募集では、指定管理者指定申請をした法人等は社会福祉協議会のみであった。

指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、施設の設置目的や実情等を踏まえて、基準を設定したうえで、公募によらないで指定管理者を選定することも考えられる。

平成21年の募集において複数の申請者がなかった理由を精査し、次期の指定管理者の募集方法に生かされるよう要望する。